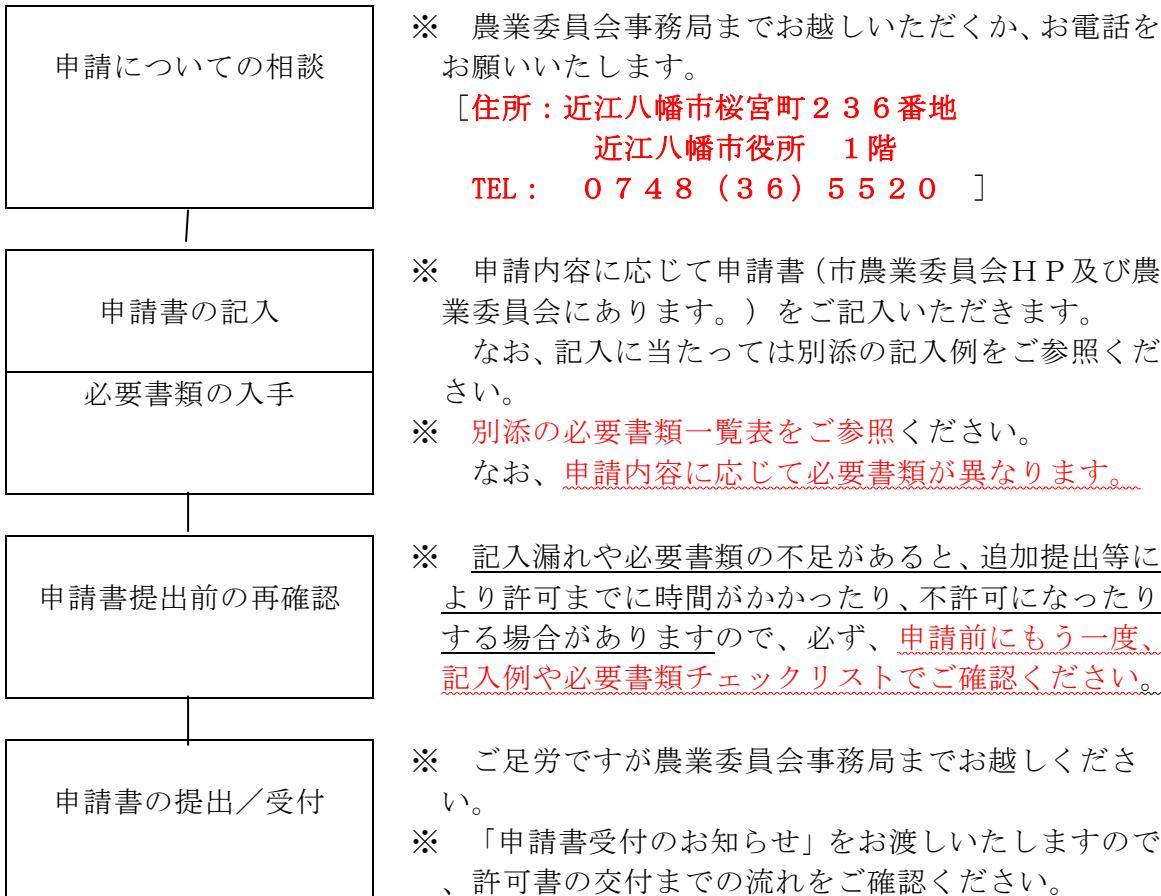


○ 農地法第3条許可事務の流れ

- 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- 近江八幡市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を**30日**と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

・ 申請者の方の流れ



※受付期間は、毎月15～22日（この期間に休日を含む場合は、その日は除きます）。

農業委員会等の流れ （申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間はおおむね4週間です。）

